

## 非常用電源装置等給付のご案内



停電時の電力確保に必要な自家発電装置や蓄電池等の給付を行います。

### 対象となる方

以下の、①及び②のいずれにも該当する方です。

- ①新宿区在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業による「災害時個別支援計画」を作成していること。
- ②他の公的制度（難病）による対象物品を給付されていないこと。

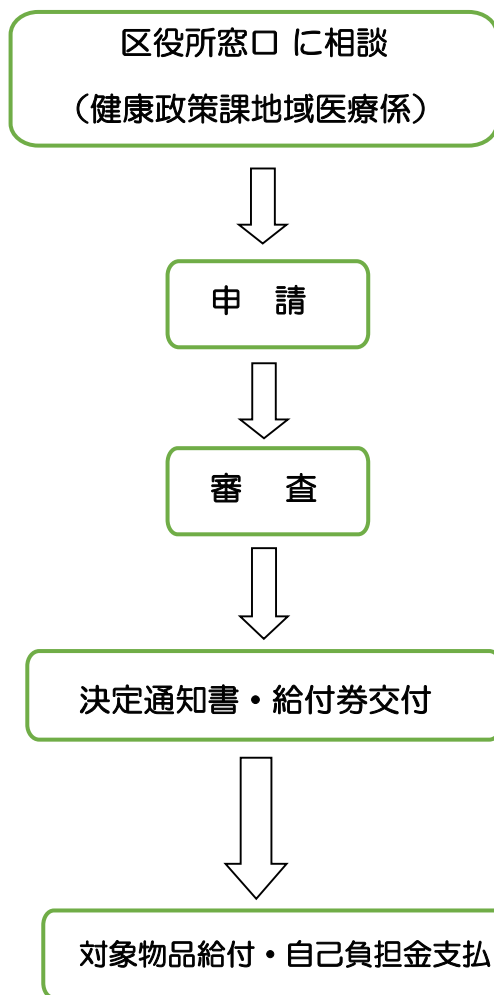
### 対象物品

	対象物品	内容	限度額
ア	自家発電装置	外付けバッテリーの充電を目的とするものです	212,000 円
イ	無停電電源装置	バッテリーが内蔵されていない人工呼吸器であって使用時に外付けバッテリーを装着する機器を利用している場合に予備電源による駆動開始までの間の人工呼吸器の駆動の確保が必要な方	41,000 円
ウ	蓄電池	①容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの <b>※外付けバッテリーの充電を目的とするものです。</b> ②停電時等における安全確保のための人工呼吸器専用の外付バッテリー（診療報酬に含まれる療養上必要なバッテリーは除く。）	104,000 円
エ	吸引器	停電等により一般の家庭用電源が使用できない状態においても、吸引が実施できるもの	100,000 円

- ◇ 対象物品のア～ウ（ウ①、ウ②）は、いずれか1つのみの申請となります。
- ◇ エの吸引器はア～ウの物品と一緒に申請することができます。
- ◇ 給付決定前に購入したものは、対象となりません。
- ◇ 各物品で限度額を超える場合の超過分は、自己負担となります。

申請方法は裏面をご覧ください。

## 申請の流れ



### ◆申請に必要な書類◆

- ①給付申請書
- ②見積書 (本人宛:1通)

\*①は健康政策課地域医療係からお渡しします。

\*希望物品を決定後、販売事業者とご相談の上

②見積書をご依頼ください。

### ◆健康政策課で審査し給付の可否を決定

### ◆給付が決定したら

- ①給付決定通知書
  - ②給付券
- を送付します。

\*申請却下の場合は、「給付申請却下通知書」を送付します。

### ◆給付券を販売業者へ提出

\*自己負担がある場合は、給付券に自己負担金(超過額)を添えて支払ってください。

\*納品時、給付券に受領日の記入と署名をお願いします。

※給付申請の際は、「災害時個別支援計画」の関係機関へお気軽にご相談ください。

**令和6年度 申請受付期間：令和7年1月31日(金)まで**

### 【問合せ・申請窓口】

健康部健康政策課地域医療係

〒160-0022 新宿区新宿5-18-21

新宿区役所第二分庁舎分館

電話 03-5273-3839 Fax 03-5273-3876